

ほっかいどうの社会保障

2011年11月21日

北海道社会保障推進協議会

Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

介護職員処遇改善交付金の継続・拡大を 厚生労働省交渉・国会議員要請や地方議会へ申し入れ

道内各地で、介護職員処遇改善の継続・拡大を求める取り組みがすすめられています。

11月16日、日本医労連では、議員要請と厚生労働省交渉を中心とする中央行動が取り組まれ、北海道からも代表が参加しました。厚生労働省交渉では、北海道の代表がケアマネジャー業務の実態を伝え、介護業務に係わっているすべての職員への交付金拡大を要望しました。担当者からは「要望、内容は十分に理解できますが、財政上の問題での線引きであり、審議会等で論議している」とし「介護報酬に組み込み加算としての枠組みも検討最中だ。社会保障としての介護保険制度であり、保険料と国庫負担のバランスが前提にあり、措置制度のシステムに戻してはいけない」と回答。

地方議会での意見書採択の取り組みでは、既報の札幌市議会に続いて、**11月24日には当別町議会、12月1日には浦河町議会**へ要請する予定です（小樽市市議会ではすでに採択されています）。（「勤医協NEWS」より）



介護職員の処遇改善の必要性を訴え要請ハガキ242枚を、小宮山洋子厚生労働大臣秘書（写真左）へ手渡す在宅支部・林歩さん＝2011年11月16日衆議院会館

札幌市議会

介護保険料軽減のため道への意見書、全議員で採択

介護保険財政安定化基金の取り崩しで保険料の軽減可能

採択された意見書では「市町村においては、保険給付費も増加の一途をたどっており、その財源の一部を担っている第1号被保険者の介護保険料についても、その水準の上昇が余儀なくされてきたところである。

平成23年に公布された改正介護保険法では、国、都道府県、市町村それぞれが3分の1ずつ負担し、都道府県に設置されている介護保険財政安定化基金について、都道府県の判断で、その一部を取り崩し、その3分の1に相当する額を市町村に交付することで、第1号被保険者の介護保険料の負担軽減を図ることができることとされたところである。

また、都道府県においては、取り崩した額の3分の1に相当する額を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとされているが、これについては市町村の介護保険料の負担軽減に活用することが可能である旨の国の見解が示されたところである。

よって、北海道においては、北海道介護保険財政安定化基金の取り崩しを、①基金の取り崩しを最大限行い、市町村に交付すること、②北海道分についても、市町村における現状等を踏まえ、介護保険料の負担軽減のため、市町村に最大限交付すること、を行うよう強く要望する（一部略）」となっています。

認知症の方が安心できる制度保障・まちづくりを



市民シンポ「介護の明日を考える」に250人

19日夜、札幌市内で、悪天候の中開かれたシンポジウム「介護の明日を考える」には、市民・介護事業者・職員ら250人が参加しました。

園田さん（信濃毎日新聞記者）は、約2年間、77回にわたった連載を通じて知った実態を広く読者に知らせようと実名報道にとりくんできた自らの経験にもとづいて講演。連載の最後に「要介護認定の見直し」「介護職へ教育と支援を」「公費負担引き上げ」など8つの提言をまとめるに至った現実をリアルにお話しされました。

利用者家族、ヘルパーの立場からは、「家族だけでとっても体も心ももたない現実ぶつかって、介護者の仲間同士でつながりあい励まし合っている」（男性介護者のつどい・小番さん）「職員の間人らしいかわりに支えられている」（かりぶ家族会・保原さん）「1回の訪問時間45分では、ヘルパーとして利用者へ『安心』を届けられない。大変な制度『改定』だ」（めいえん・庄子さん）など、参加者の共感を呼ぶ発言がありました。

最後に、石井秀夫さんが制度・介護報酬改定の動向を説明し「なんでもありの『改定』に対して、現場から声を挙げていこう」と呼びかけました。

（「介護に笑顔」ニュースより）